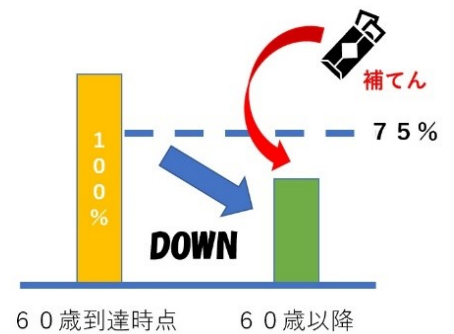


## 60歳を迎える雇用保険被保険者を雇っている方へ

【高年齢雇用継続給付の受給には「60歳到達時賃金証明書」の登録が必要です!】

- ・高年齢雇用継続給付とは、60歳以降に少なくなってしまうお給料の一部を国が補てんする制度です。
- ・高年齢者の就業意欲を維持、喚起し、65歳までの雇用の継続を援助、促進することを目的としています。

高年齢雇用継続給付金のイメージ



(注意)

- ・60歳に達した時点ではもらえる条件に当てはまっていなくても、その後64歳になるまでの間に条件に当てはまる場合がよくあります。
- ・転職した場合であっても、60歳到達時点の賃金額との比較になります。そのため、雇用保険の被保険者が60歳に到達したら、その時点の賃金額を忘れずに登録しておく必要があります。

### 高年齢雇用継続基本給付金の 受給対象・受給資格・支給要件

- (1) 受給対象 ・ 基本手当（失業保険）をもらっていない人
- (2) 受給資格 ・ 60歳以上65歳未満の一般被保険者
- (3) 受給資格 ・ 雇用保険の被保険者だった期間が通算5年以上ある

- ・雇用保険の被保険者が60歳に到達したら、忘れずに到達時の賃金を登録しましょう。
- ・手続きは「60歳到達時賃金証明書」を作成しハローワークに提出します。
- ・分からないことがあれば商工会にお尋ねください。

大野町商工会

0829-55-3111